

下請契約にあたっての留意事項

1 適正な契約の締結

建設工事の施工における下請契約の当事者は、契約の締結にあたって、次の事項を遵守すること。

ア 建設工事標準下請約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は、対等な立場で十分協議のうえ、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は、施工責任範囲、工事の難易度及び施工条件等を反映した合理的なものとし、社会保険料相当額及び消費税・地方消費税の額を適切に含んだ額とすること。また、契約に際しては、施工条件等において、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること。

エ 請負価格の決定は、見積り及び協議を行なう等の適正な手順によること。

オ 下請契約締結後、正当な理由がないのに請負金額を減額しないこと。

2 代金支払等の適正化

下請契約における請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守すること。なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をすること。

ア 請負代金の支払いは、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振替日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払いは、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比重を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

エ 前払金の支払いを受けたときは、下請人に対して資材の購入、建設労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事元請人自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに請負代金の支払期日前に資材の代金を支払わせないこと。

3 その他

ア 一括下請は建設業法において禁止されており、不必要な重層下請も一括下請と同様に種々の弊害を伴うので避けること。

イ 発注者から直接受注した1件の工事代金について、4,500万円（建築工事業の場合は7,000万円）以上となる下請契約を締結する場合は、特定建設業許可が必要になるので注意すること。

ウ 下請の選定にあたっては建設業法を遵守するとともに、施工能力、労働管理、安全衛生、取引実績等を総合的に勘案して優良な業者を選定するとともに、地元業者を優先すること。

エ 建設業退職金共済証紙の配布について、元請は工事に必要な作業員（日雇）の掛金に相当する証紙を一括購入し、その証紙を下請代金に応じそれぞれの下請に現物交付することになっているが、この制度の趣旨からその活用に努めること。

消費税の導入に伴う下請取引の適正化について

元請・下請関係の適正化については、かねてより、関係法令を遵守するよう要請しているところではありますが、消費税及び地方消費税の導入に伴う下請取引に係る下請代金の決定にあたっては、消費税及び地方消費税の円滑かつ適正な転嫁をおこなうとともに、下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法等の関係法令を遵守し、消費税及び地方消費税の額分の負担を下請業者に不当にしわ寄せすること等の違反行為のないよう、下記事項について十分留意するよう通知します。

記

1 下請代金の額について

下請業者に対して支払うべき下請代金の額は、下請業者が負担する消費税及び地方消費税の額を含んだ額とすること。

また、下請業者が免税事業者であっても、資材仕入れ等の諸経費の支払いにおいて消費税及び地方消費税の額を負担していることに留意すること。

2 下請契約にかかる書面（契約書等）について

下請契約にあたっては、下請業者に対し、工事の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明確に記載した書面（契約書等）を交付すること。

この場合、下請代金の額の記載にあたっては、消費税及び地方消費税の額分が明らかになるよう記載すること。例えば、次のような記載方法があります。

- ① 請負金額 ¥〇〇〇〇〇-（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇〇-）と消費税及び地方消費税の額を明記する。
- ② 工事価格を記載するとともに、同価格に消費税及び地方消費税の額（基本的には、消費税及び地方消費税の税率を乗じて算出した額）を加算した額を下請代金として支払う旨を記載する。

3 不当な下請代金の引下げを行わないこと

下請取引において、消費税法及び地方税法の改定日以後の工事価格を合理的な根拠がないのに引き下げる等、通常対価に比べ著しく低い下請代金の額を定めないこと。

4 優越的地位の濫用行為の禁止について

元請業者は、優越的地位を利用して下請業者に対し、取引条件その他について不当に不利益な行為を行わないこと。

※ なお、下請業者に対し、消費税及び地方消費税の転嫁について不当な行為が確認された場合は、厳重に対処しますので念のため申し添えます。